

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成26年7月3日

### 準備書面(9)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



## 目 次

第 1 はじめに .....	4
第 2 民事差止訴訟における主張立証責任 .....	4
1 人格権に基づく民事差止訴訟の一般原則 .....	4
2 民事差止訴訟の一般原則は個別の事案・事象によって変更され るべきものではないこと .....	5
3 伊方最高裁判決は主張立証責任を転換しておらず、また同判決 の判断を本件訴訟にそのまま当てはめることはできないこと ..	7
第 3 原告ら第 2 1 準備書面への反論 .....	11
1 「第 2 伊方最高裁判決からのアプローチ」について .....	11
2 「第 3 立証命題の再構築という観点からのアプローチ」につい て .....	13
3 「第 4 証明度軽減の法理からのアプローチ」 1ないし 3 につい て .....	14
(1) 証明度軽減の法理なる判断手法は最高裁判例において認めら れていないこと .....	14
(2) 原告らの挙げる裁判例はいずれも本件とは事案を異にしてお り、本件訴訟に当てはめることは適切でないこと .....	16
ア 水俣病東京訴訟第一審判決 .....	17
イ 長良川河口堰建設差止訴訟控訴審判決 .....	18
ウ 丸森町廃棄物処分場操業差止仮処分決定 .....	19
(3) 他の民事差止訴訟においても、原告の立証責任は軽減されて いないこと .....	20
(4) 小括 .....	20
4 「第 4 証明度軽減の法理からのアプローチ」 4, 5 について ..	21

(1) 志賀 2 号機運転差止訴訟第一審判決は主張立証責任の考え方 を誤っていること .....	21
(2) 志賀 2 号機運転差止訴訟第一審判決の誤りは同控訴審判決に おいて正されたこと .....	23
5 「第 5 新たな判断枠組みと具体的あてはめ」について .....	25
(1) 新たな判断枠組みへの当てはめの前提となる原告らの主張は 失当であること .....	25
(2) 原告らが述べる内容は蒸し返しの議論に過ぎないこと .....	26
(3) 原告らは人格権侵害の具体的危険性を主張立証していないこ と .....	27
6 まとめ .....	28
第 4 結論 .....	29

被告は、原告らの平成26年4月18日付け第21準備書面に対し、以下のとおり反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 第1 はじめに

本準備書面では、原告ら第21準備書面に対する反論を述べるに当たり、まず、主張立証責任にかかる民事差止訴訟の一般原則及び過去の原子力発電所訴訟における主張立証責任の考え方について概説し、本件訴訟において適用されるべき主張立証責任について述べた上で、主張立証責任について原告らが縷々述べる内容がいずれも失当であることを明らかにする。

## 第2 民事差止訴訟における主張立証責任

### 1 人格権に基づく民事差止訴訟の一般原則

本件訴訟における訴訟物は、答弁書44ないし47頁において述べたとおり、人格権に基づく本件原子力発電所の運転差止請求権である（訴状9頁）。そもそも、民事訴訟においては、「訴訟物たる権利関係を基準として、それぞれの法律効果が自己に有利に働く当事者が、その法律効果を基礎づける要件事実について証明責任を負う。」ところ（法律要件分類説。伊藤眞「民事訴訟法 第4版」：乙D2の356頁），原子力発電所の運転差止訴訟において、運転差止請求権が発生するための要件事実は、原子力発電所の運転に伴い原告らの人格権（生命・身体・健康）が侵害される「具体的危険」が生じることであり、したがって、当該「具体的危険」についての主張立証責任は原告らにある。

そして、原告らが「具体的危険」の存在について主張立証するに

当たっての証明とは、「裁判官をして確信を得させる程度のものでなければならず、裁判官に一応確からしいとの推測を生じさせる程度の疎明では足りないというのが通説である。」とされている（最高裁昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁（ルンバール事件）に関する解説。最高裁判所判例解説民事篇昭和50年度：乙D3の474頁）。また、その証明の度合いについては、「訴訟上の因果関係の立証は一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その立証の程度は通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りる」（同475頁）として、「高度の蓋然性」が必要であるとされている。

以上のとおり、人格権に基づく民事差止訴訟の一般原則は、原告が人格権侵害の具体的危険性についての主張立証責任を負い、かつ、その証明の度合いには高度の蓋然性が必要とされる、というものであり、かかる一般原則の内容は原告らも認めているところである（原告ら第21準備書面2頁）。

## 2 民事差止訴訟の一般原則は個別の事案・事象によって変更されるべきものではないこと

原告らは、第21準備書面において、原子力発電所の運転差止訴訟においては証拠の偏在や科学的不確実性、事故が起きたときの被害の甚大さ、誤判リスクの分配、福島第一原子力発電所事故後の社会情勢等を理由として、前記民事差止訴訟の一般原則が変更されるべきである旨主張する。

しかしながら、前記民事訴訟における主張立証責任の考え方は、

司法制度に対する信頼の根幹をなす基本ルールともいべきものであり、法的安定性の見地からも、何らの明文規定もなく個別の事案ごとに基本ルールが軽々に変更されるべきではない。この点については、「ある法律要件事実についていずれの当事者が証明責任を負担するかは、訴訟前に一義的に定められているものであり、審理における当事者の立証活動によって左右されるものではない。」（乙D2の355頁）、「証明責任が訴訟過程において当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟運営の指標として果たす機能も忘れられてはならない。」（上田徹一郎「民事訴訟法〔第7版〕」：乙D4の383頁）といった指摘からも明らかであり、また、これらの指摘は、当然、民事差止訴訟においても当てはまるものである。

以上のこととは、本件訴訟においても同様であり、原子力発電所の運転差止訴訟に限り、民事差止訴訟の一般原則を殊更に変更すべき理由はなく、過去においても、個別の事案に応じて民事差止訴訟の一般原則を変更した最高裁判所判決は見当たらない。この点、これまでの長きにわたり公正妥当なものとして定着し、司法制度に対する信頼の根幹をなしてきた基本ルールは、福島第一原子力発電所事故という個別の事象によっても、何らの明文規定もなく変更されることはない（例えば、金融商品の販売等に関する法律6条では、説明義務違反と顧客に生じた損害との因果関係及び損害額の立証責任を業者側に転換することを規定している。このほか明文規定をもつて立証責任を転換したものとしては、特許法102ないし104条、商標法38条、不正競争防止法5条等がある。）。

仮に、かかる変更を安易に認めた場合には、今後、個別の事案に応じて要件事実（原告らは「立証命題」としている。）の内容や立証責任、証明の程度が相対化してしまい、当事者の予測を害し大き

な混乱を招くことは明らかである。

したがって、本件訴訟においても、前記民事差止訴訟の一般原則は堅持されるべきである。すなわち、原子力発電所の運転差止訴訟について、民事差止訴訟の一般原則が変更されるべきとする原告らの主張には論理の飛躍があり、また、法的安定性の見地からも到底受け入れることができない。

### 3 伊方最高裁判決は主張立証責任を転換しておらず、また同判決の判断を本件訴訟にそのまま当てはめることはできないこと

原告らは、第21準備書面において、最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁（以下「伊方最高裁判決」という。）を引用した上で、「これは行政訴訟（取消訴訟）における主張・立証責任についての判断ではあるが、民事差止訴訟についても、この主張・立証責任についての基本的考え方は妥当するというべきである。」（同書面4、5頁）として、原告らの解釈による伊方最高裁判決の「主張・立証責任についての基本的考え方」をそのまま民事差止訴訟である本件訴訟における主張立証責任に当てはめることにより、主張立証責任にかかる民事差止訴訟の一般原則を明文規定によらず実質的に転換しようとしている（同書面3ないし11頁）。

しかし、以下に述べるとおり、原告らの主張は失当である。

そもそも、伊方最高裁判決においては、被告行政庁において、「被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり」と判示しているが、これによって主張立証責任が転換されたものでないことは、原告らの挙げる甲B249号証の筆者である竹下守夫教授（原告ら第21準備書面5頁では「竹内守夫」と記載されているが、正しくは「竹下守夫」である。）も、「本件最高裁判決の見解では（略）取消事由の主張・立

証責任は（略）原告にあるということになる。」（甲B249の8頁）と述べているとおり、多くの論者が指摘するところである。

加えて、伊方最高裁判決は、原子炉設置許可処分取消にかかる行政訴訟であって、法により権限を付与された行政庁の安全審査における認定判断（具体的には、内閣総理大臣による、原子炉等規制法24条1項4号に定める「原子炉施設の位置、構造及び設備が（略）災害の防止上支障がないものであること」という要件への適合性の認定判断。主務大臣及び条文はいずれも当時のもの。）が前提として存在し、同判断に不合理な点があるか否かが事後審査的に争われるという特質がある。これに対し、本件訴訟のような、事業者である被告に対し原子力発電所の運転の差止を求める民事訴訟においては、差止請求権が発生するための根拠となる事実に法律上の限定がない（例えば、原子炉の設置許可やその後の段階でされる規制上の許認可の処分要件の不充足といった点に制限される、というものではない。）。したがって、行政訴訟と民事訴訟とでは明らかに前提が異なるから、伊方最高裁判決の判断を本件のような民事差止訴訟にそのまま当てはめることは失当である。

また、伊方最高裁判決は、「原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮する」として、証拠の偏在を理由に、「被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要があ」るとしているところ、今日は、原子力発電所にかかる資料の多くはインターネット等を利用することにより、原告らを含む誰もが容易に閲覧することができるようになっているのであるから（至近の例としては、被告準備書面(8)

が参考となる。), 本件訴訟と伊方最高裁判決とは前提条件がまったく異なる。さらにいえば、原告らの提出した甲B233号証においても、「『証拠の偏在』のみから私企業を行政庁と同様に位置づけることができるかは問題といえなくもない。」(甲B233の11枚目(4頁))と指摘されているところである。

したがって、伊方最高裁判決の主張立証責任に関する考え方は民事差止訴訟に適用されるべきものではなく、当然、本件訴訟においてもそのまま当てはめることはできないのであるから、伊方最高裁判決の解釈から直ちに原子力発電所の運転差止訴訟における主張立証責任の実質全面的な転換を結論づける原告の主張が失当であることは明らかである。

なお、これまで原子力発電所の運転差止にかかる民事訴訟における主張立証責任について最高裁判所が判示した例はないが、本件原子力発電所にかかる訴訟である志賀2号機運転差止訴訟控訴審判決においては、人格権侵害の「具体的危険があることについての主張立証責任は、人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり、本来、被控訴人（被告注：原告）らが負うものと解するのが相当である。」とした上で、控訴人（被告注：被告）において、「まず、その（被告注：本件原子炉の）安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要があり、控訴人がこの主張立証を尽くさない場合には、本件原子炉に安全性に欠ける点があ」ることが事実上推認されるが、控訴人が安全性について必要な主張立証を尽くした場合には、その事実上の推認が破れ、民事差止訴訟の一般原則に則り、被控訴人らにおいて、「本件原子炉に安全性に欠ける点があり、被控訴人らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることについ

て、その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならないとするのが相当である。」とされている（同判決書 84ないし 86頁。同判決は、上告棄却・上告受理申立不受理により確定している。なお、原告らが第 21 準備書面 6 頁において引用する東北電力女川原子力発電所運転差止訴訟第一審判決、中部電力浜岡原子力発電所運転差止訴訟第一審判決についても同旨である。）。

ちなみに、福島第一原子力発電所事故後に下された、関西電力大飯発電所 3、4 号機運転差止仮処分決定（申立却下。大阪地裁平成 25 年 4 月 16 日・裁判所ウェブサイト）においても、「一般的に、人格権を被保全権利として、他人の行為を仮に差し止めよう求めることができるのは、当該行為により当該人格権が現に侵害されているか、又は侵害される具体的な危険性がある場合に限られるのであって、その主張立証（疎明）責任は、人格権の侵害又はそのおそれがあるとして差止めを求める債権者が負うものと解される。そして、この理は、当該行為が原子力発電所の運転である場合にも別異に解すべき理由はない。」（同 31、32 頁）として、具体的危険性の主張立証責任が債権者にあることを確認した上で、「本件発電所の安全性については、債務者の側において、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で上記基準が現在の科学技術水準に照らして合理的なものであり、かつ本件発電所がこれを満たしていることを主張疎明する必要があり、（略）債務者が上記の主張疎明を尽くした場合には、本来主張疎明責任を負う債権者らにおいて、本件発電所の安全性に欠ける点があり、債権者らの生命、身体、健康が現に侵害されているか、又は侵害される具体的な危険性があることについて、主張疎明をしなければならないと解するのが相当である。」（同 33 頁）として、上記の民事差止訴訟判決の考え方によれば沿う

判断がなされている。

これらの裁判例等はいずれも、結論において、差止の要件である人格権侵害の具体的危険性を主張立証する責任は原告が負うという、前記民事差止訴訟の一般原則を変更したものではない。

以上のとおり、伊方最高裁判決を実質的に主張立証責任を転換したものとする原告らの解釈は同判決の解釈を誤っている上、同判決は本件訴訟のような原子力発電所の運転差止を求める民事訴訟に当てはまるものではない。そして、これまでの原子力発電所の運転差止訴訟等において、前記民事差止訴訟の一般原則は変更されておらず、今後も変更されるべきものではない（志賀2号機運転差止訴訟第一審判決は、主張立証責任について特異な判示を行っているが、これが誤りであることは後記第3の4で述べる。）。

### 第3 原告ら第21準備書面への反論

#### 1 「第2 伊方最高裁判決からのアプローチ」について

原告らは、原子力発電所にかかる従来の裁判例が、伊方最高裁判決の枠組みを採用しておきながら、被告が法令、規制に従って原子力発電所が設置運転されていること、安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしていることさえ立証すれば、安全性に欠ける点がないと判断してしまったと批判し、被告の立証すべき事実のレベルをこのように低いレベルに設定することは、伊方最高裁判決の趣旨に反することは明らかであると主張する。そして、伊方最高裁判決の調査官解説（最高裁判所判例解説民事篇平成4年度399頁。以下「伊方調査官解説」という。）が、被告の立証すべき安全性の内容のレベルを「（具体的審査基準及び当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした判断に）一応の合理性があるこ

と」という低いレベルに言い換えたと主張する（原告ら第21準備書面6、7頁）。

しかし、従来の裁判例が、被告が立証すべきレベルを「一応の合理性」という低いレベルに設定したなどとする原告らの主張は、以下のとおり短絡的な見解にすぎない。

すなわち、原告らは、被告の立証すべき内容が「一応の合理性」という低いレベルのものであるとすれば、被告は容易にこれを「立証」できてしまい、その場合、原告らが人格権侵害の具体的危険性があることの立証を尽くさなければ（原告らは、「実際には容易ではない」とも述べる。）請求棄却されることになると主張するが（原告ら第21準備書面7頁），かかる主張は、要するに、運転差止を求める原告らには、人格権侵害の具体的危険性の主張立証の必要がないこと（原告らは抽象的危険性を主張立証すれば足りること），つまり民事差止訴訟における主張立証責任原則の実質全面的な転換を、独自の見解に基づき主張するものにほかならない。

なお、原告らは、伊方調査官解説は、伊方最高裁判決において被告行政庁に求められた主張立証の程度を「一応の合理性」とし、そのため、伊方最高裁判決以降の下級審判決をミスリードしたと主張するが（原告ら第21準備書面6、7頁），そもそも原告らがミスリードされたと主張する判決（東北電力女川原子力発電所運転差止訴訟第一審判決，中部電力浜岡原子力発電所運転差止訴訟第一審判決及び志賀2号機運転差止訴訟控訴審判決）において、被告（志賀2号機運転差止訴訟控訴審では控訴人）の立証の程度を「一応の合理性」で足りると明示したものはない。例えば、志賀2号機運転差止訴訟控訴審判決では、「本件原子炉の安全性については、控訴人の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、

相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要があ」るとしており（同判決書85、86頁），控訴人（被告）の立証の程度を「一応の合理性」で足りるなどとはしていない。

つまるところ、原告らの挙げる判決においては、いずれも、被告が「安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証」した後、原告方に課せられた反論反証が功を奏しなかっただけにすぎない。

## 2 「第3 立証命題の再構築という観点からのアプローチ」について

原告らは、「原発に求められる安全性が、『福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするための安全性』という意味での『絶対的あるいはそれに準ずる程度の極めて高度な安全性』である」として、そのことから直ちに「原告が立証すべき『具体的危険性』の内容は、その具体的危険性の程度が相当程度低いものであったとしても、その危険性があれば（合理的危険性があれば）それで足りるというべきである。」と結論付けている（原告ら第21準備書面12頁）。

しかし、原告らの主張は極めて抽象的であり、かつ、原子力発電所に求められる安全性の高さをもって、原告らが立証すべき具体的危険性の程度を低いもので足りるとするのは論理の飛躍があり、また、かかる帰結に至る理由は何ら示されておらず、原告らの独自の見解というほかない。

そもそも、原子力発電所に求められる「安全性」の内容と、原子力発電所の運転差止訴訟における原告らの「立証命題」との間に論理必然的な関係はなく、主張立証責任にかかる民事差止訴訟の一般原則に従えば、原告らの「立証命題」は、原子力発電所の運転に伴

い原告らの人格権が侵害される「具体的危険性」が存在することであって、原子力発電所の運転自体に原告らの人格権が侵害される「抽象的危険」が存在することではない。すなわち、原告らには、当該「具体的危険性」が存在することについて裁判官の確信に至る程度の心証を形成することが求められているのであり、原告らの主張には基本的な点において誤解があるといわざるを得ない。

したがって、「安全性」の意味内容の捉え方如何によって、原告らが主張立証すべき「具体的危険性」の程度が低くなるとするのは原告らの独自の見解に過ぎず、原告らが主張立証すべきは「具体的危険性」であって、「抽象的危険」や「具体的危険の合理的可能性」などでは足りないことは明らかである。

なお、原告らは、過去に原子力発電所に関する裁判を担当した元裁判官らが語ったとされる内容を引用して、原告らの「立証命題」が再構築されるべきであることを理由付けようとしているが（原告ら第20準備書面4、5頁及び原告ら第21準備書面13頁），その内容は、いずれも職を離れた個人としての一般的感想の域を出ず、民事差止訴訟の一般原則を変更する理由とはなり得ない。

### 3 「第4 証明度軽減の法理からのアプローチ」 1ないし3について

#### (1) 証明度軽減の法理なる判断手法は最高裁判例において認められていないこと

原告らは、「証明度軽減の法理」の考え方は、求められる新たな司法判断の枠組みとして、極めて有用かつ適切であるとし、一般に民事事件において証明度として求められる「高度の蓋然性」までは不要である、と主張するようである（原告ら第21準備書面14頁）。

しかし、過去において、差止請求訴訟はもとより損害賠償請求訴訟においても「証明度軽減の法理」を正面から取り上げてこれを肯定した最高裁判所判決は見当たらず、かえって後述するとおり、最高裁判例においては、必要とされる証明の程度は「高度の蓋然性」とされており、また、「相当程度の蓋然性」では足りないとされているのであるから、原告らのいう「証明度軽減の法理」なるものは、到底、確立したものとはいえない。

原告らが第21準備書面14頁において述べる「高度の蓋然性」とは、前記最高裁昭和50年10月24日判決（ルンバール事件）が「訴訟上の因果関係の立証は一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その立証の程度は通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りると判示した」（乙D3の475頁）ことを指しているものと解されるところ、この「高度の蓋然性」については「証明度の緩和を意味するものでないことは明らかであろう。」とされている（乙D3の476頁）。

また、原子爆弾の被爆者の負傷又は疾病の放射線起因性の認定に関する最高裁平成12年7月18日判決・判例時報1724号29頁（長崎原爆訴訟上告審判決）も、「原審は、（略）原子爆弾による被害の甚大性、原爆後障害症の特殊性、法の目的、性格等を考慮すると、認定要件のうち放射線起因性の証明の程度については、物理的、医学的観点から『高度の蓋然性』の程度にまで証明されなくても、被爆者の被爆時の状況、その後の病歴、現症状等を参酌し、被爆者の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因

することについての『相当程度の蓋然性』の証明があれば足りると解すべきであると判断した。しかしながら、（略）訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とすると解すべきであるから、（略）要証事実につき『相当程度の蓋然性』さえ立証すれば足りるとすることはできない。」（同30，31頁）として、「原審の前記判断は、訴訟法上の問題である因果関係の立証の程度につき、実体法の目的等を根拠として右の原則と異なる判断をしたものであるとするなら、法（被告注：原子爆弾被爆者の医療等に関する法律。昭和32年法律第41号。平成6年法律第117号により廃止）及び民訴法の解釈を誤るものといわざるを得ない。」（同31頁）と判示している。

したがって、最高裁においても、「証明度軽減の法理」を承認して、必要とされる証明度につき、「高度の蓋然性」を軽減することは認められていないというべきである。

(2) 原告らの挙げる裁判例はいずれも本件とは事案を異にしており、本件訴訟に当てはめることは適切でないこと

原告らは、以下の三つの裁判例及び志賀2号機運転差止訴訟第一審判決を、「証明度軽減の法理」ないし「証明度軽減の法理と同様のアプローチ」をとるものとして挙げる（原告ら第21準備書面17，18頁）。

しかし、以下の三つの裁判例はいずれも本件訴訟とは事案を異にしており、また、後記4で述べるとおり、志賀2号機運転差止

訴訟第一審判決の判断は誤りであって、同判決の誤りは控訴審判決において正されているのであり、本件訴訟に当てはめることは適切でない。

#### ア 水俣病東京訴訟第一審判決

原告らは、水俣病東京訴訟第一審判決を証明度軽減の例として挙げるが、同判決については、証明度軽減論を採用したとする見解のほか、確率的因果関係論や心証度による割合的認定論を採用したとする見解も存在する（「証明度の軽減－東京水俣病訴訟」（山本克己）：乙D5の28，29頁）。

そもそも、同判決は、水俣病に罹患したと主張する原告らが、チッソ株式会社等を被告として損害賠償を請求した事案であるところ、一般に、損害賠償請求と差止請求とでは訴訟の性質に相違がある。この点、最高裁平成7年7月7日判決・民集49巻7号2599頁（国道43号線訴訟上告審判決）も、両者では「違法性の判断において各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかにはおのずから相違がある」と判示している。

また、本件訴訟は、本件原子力発電所の運転に伴う原告らの人格権侵害の具体的危険性そのものの有無が争点であるところ、水俣病東京訴訟第一審判決では、水銀化合物を含む排水が排出されたこと及び水俣病は水銀化合物が原因物質となる特異的疾患であるという確立した知見を前提とした上で、被告会社による排水の排出と個々の原告における健康障害との「個別的因果関係」の有無が争点となった。この点、同判決は、原告らの健康障害が水銀の影響による可能性「の程度は連続的に分布している」と指摘し、個別的因果関係は個々の原告により差異

があるとする。そして、同判決は、損害賠償請求訴訟であること及び個別的因果関係の差異を踏まえ、「水俣病に罹患している高度の蓋然性（略）までの証明がなく（略）ても、原告らが水俣病に罹患している一定程度の可能性があると認められる場合には、（略）損害賠償責任を認めた上で、その可能性の程度を（略）損害賠償額（慰藉料）の算定に当たって反映させる」（判例時報臨時増刊平成4年4月25日号168頁）とする。

さらに同判決は、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号。昭和48年法律第111号により廃止）等の「立法趣旨からすると、（略）水俣病に罹患している可能性がそうでない可能性と比較して同程度以上あるといえる症例については、これを水俣病と認定することがその立法趣旨に適合する（略）本訴のような損害賠償請求訴訟における個別的因果関係の認定のあり方を考える上でも、考慮に入れるべき」（同）とする。

しかしながら、本件訴訟においては、同判決が前提とした上記事実（①損害賠償請求訴訟であること、②個別的因果関係の有無、③個別的救済法規の存在）がいずれも存在せず、同判決の判断手法を採用する前提を欠いている。

#### イ 長良川河口堰建設差止訴訟控訴審判決

長良川河口堰建設差止訴訟控訴審判決は、原告らも指摘するとおり、人格権侵害の「具体的危険」の存在に関する立証責任が、民事差止訴訟の一般原則に従い、当該控訴人（被告注：原告）らに帰属する旨明言している。

そして、原告らが指摘する判示部分は、一部争点となつた災害時（同判決においては、地震、洪水、高潮及び津波を指す

と思われる。) の危険に関してのみ該当するところ、同判決においても、地震及び洪水に関しては、「このような可能性の低い事態を想定して、本件堰の運用により、地震時における具体的危険が存すると認めることはできない。」(判例時報1667号13頁) とし、また、高潮及び津波に関しては、「希有の事態を想定して本件堰の安全性に疑いがあるとするのは合理的でないというべきである。」(同14頁) として、結局、控訴人らの主張は排斥されている。つまり、同判決においても、決して「可能性の低い事態」や「希有の事態」でもって原告らの立証が足りるとしたわけではないから、民事差止訴訟における原告の証明度を軽減したものとして引用することは、明らかな誤導である。

#### ウ 丸森町廃棄物処分場操業差止仮処分決定

丸森町廃棄物処分場操業差止仮処分決定は、本案の民事差止訴訟ではなく仮処分申請事件における判断であって、そもそも証明の程度が疎明で足りる事案であるから、民事差止訴訟における原告の証明度を軽減したものとして引用することは、明らかな誤導である。

同決定は、「侵害発生の高度の蓋然性につき一応の立証があったと言い得るかという点については、本件が最終的な権利関係の確定は本案にまたざるを得ない仮処分申請事件であり、立証の程度が証明ではなく疎明で足りることを考慮すれば、これを肯定すべきである。」(判例時報1429号115頁) としており、「侵害発生の高度の蓋然性につき一応の立証」で足りるとしたことは、あくまでも本案前の仮処分申請における暫定的な措置であり、本案の民事差止訴訟における原告の立証責任に

ついて証明度を軽減するものではない旨を、特に注意的に判示している。

(3) 他の民事差止訴訟においても、原告の立証責任は軽減されていないこと

原子力発電所の運転差止訴訟以外においても、例えば国立感染症研究所実験等差止訴訟控訴審判決（東京高裁平成15年9月29日判決・訟務月報51巻5号1154頁）は、「控訴人（被告注：原告）らは、立証責任は被控訴人（被告注：国）にあると主張するが、具体的な危険性の存在は、差止請求の要件と解されるから、採用することができない。」と判示し、理化学研究所P4施設利用差止訴訟判決（水戸地裁土浦支部平成5年6月15日・判例時報1467号3頁）も、「原告らは本件P4実験室での組換えDNA実験により受忍限度を超える公害被害が生じる一般的抽象的蓋然性のあることを立証すれば足り、右立証がなされたときは、被害が発生しないことを被告側が立証すべきであると主張するが（略）本件のような差止め請求訴訟において、ただちに原告ら主張のような立証責任の軽減或いは転換を図るべきであるとは解されない。」（同29, 30頁）と判示しており、下級審においても、主張立証責任にかかる民事差止訴訟の一般原則を、明文規定もなく変更し、原告側の主張立証責任を軽減することについて、極めて慎重な姿勢を示している。

(4) 小括

以上のとおり、本件訴訟において、原告らに求められる証明度を軽減する理由は何ら存在しないのであり、民事差止訴訟の一般原則のとおり、原告らが人格権侵害の「具体的危険」の存在について裁判官の確信に至る程度の心証を形成する必要があるといわ

なければならない。

4 「第4 証明度軽減の法理からのアプローチ」4, 5について

原告らは、「原発訴訟において、実際にこの法理（被告注：証明度軽減の法理）に極めて近い（実際にはほぼ同様と考えられる）判断枠組みをとった判決が」志賀2号機運転差止訴訟第一審判決であり、「この金沢地裁判決の枠組みに沿って」本件訴訟も判断されるべきであると主張する（原告ら第21準備書面19頁）。

しかし、以下に述べるとおり、志賀2号機運転差止訴訟第一審判決には誤りがあり、また、同判決の誤りは控訴審判決において正されているのであり、かつ、上告審において控訴審判決が確定しているのであるから、原告らの主張は失当である。

(1) 志賀2号機運転差止訴訟第一審判決は主張立証責任の考え方を誤っていること

志賀2号機運転差止訴訟第一審判決は、被告が同控訴審の控訴理由書で指摘したとおり、以下の二つの点、すなわち、原告が負う立証責任について相当程度の立証で足りるとした点（後記ア）及び事実上立証責任を原告から被告へ転換した点（後記イ）において、主張立証責任の考え方を誤っている。

ア 原告が負う立証責任について相当程度の立証で足りるとした点が最高裁判例に反すること

志賀2号機運転差止訴訟第一審判決は、原告らは「許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証」すれば足りるとするが（同判決書20, 175頁），これは、原告らが負担する立証の程度、つまり要証事実の証明の程度について、通常必要とされる高度の蓋然性に対する確信の程度ではなく、高度の蓋然性に対する確信の程度にまでは至

らない相当程度の蓋然性、すなわち、疎明の程度で良いとしたものといえる。この点、同判決は、結論においても、「本件原子炉周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする蓋然性があるといわざるを得ない。」としており（同判決書 173ないし 175頁），原告らが「高度の蓋然性」を立証したことは認めていない。

しかし、これは、前記第 2 の 1 及び第 3 の 3(1)で述べた原告らに求められる証明度は疎明では足りないとする最高裁判例（ルンバール事件等）に反するものである。

#### イ 志賀 2 号機運転差止訴訟第一審判決は被告に立証責任を転換したのに等しいこと

志賀 2 号機運転差止訴訟第一審判決は、本来、主張立証責任を負うべき原告らの「許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性」の立証の程度を疎明の程度で良いとしているのに対し、被告には「『許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険』が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべき」（同判決書 20 頁）としている。

しかし、これは、「被ばくの具体的危険が存在しない」という消極的事実の立証責任を被告に負わせるものであるから、前記アで述べた原告らの立証程度の軽減とあいまって、事実上、何らの明文規定によらずに立証責任を原告から被告へ転換したものといえる。そして、前記第 2 の 2 のとおり、過去において、何らの明文規定もないのに、個別の事案に応じて民事差止訴訟の主張立証責任を転換・軽減した最高裁判所判決も見当たらぬことから、同判決は独自の判断枠組みを用いたものといえる。

また、同判決は、その冒頭において、「本件において原告らは、本件原子炉の運転により、原告らが規制値（略）を超える放射線を被ばくする具体的危険があることを主張立証すべきことになる。」（同判決書19頁）として民事差止訴訟の一般原則を確認していたにも関わらず、上記のとおり、事実上、原告から被告に主張立証責任を転換しており、この点、同判決自体が自己矛盾に陥っていたものといわざるを得ない。

なお、原告らは、「女川一審判決（略）をはじめとする従来の裁判例は（略）伊方最高裁判決の判断枠組みを採用し」といふとし（原告ら第21準備書面6頁）、「唯一、伊方最高裁判決の趣旨に忠実な判決は、（略）志賀2号機1審判決」であるとしている（同書面8頁）。しかし、志賀2号機運転差止訴訟第一審判決は、「原子力発電所の建設差止めや運転差止めを求めた従来の訴訟の判決の多く（略。被告注：原告らのいう女川一審判決ほか、民事差止訴訟判決を例示）は、各被告において、まず、各原子炉施設の安全性に欠ける点のないことについて立証する必要があるとして、各被告が主張する各原子力発電所の安全確保策を全般にわたって認定、検討しているが、当裁判所は（略）その考え方を採らない」（同判決書20頁）と明言しているのであるから、原告らの同判決に対する理解は誤っている。

## (2) 志賀2号機運転差止訴訟第一審判決の誤りは同控訴審判決において正されたこと

前記(1)のとおり、志賀2号機運転差止訴訟第一審判決は主張立証責任に関する考え方を誤っていたところ、この誤りは、同控訴審判決において正されている。

同控訴審判決は、「当該原子力発電所に安全性に欠けるところ  
があって、被控訴人（被告注：原告）らの生命、身体、健康が現  
に侵害されているか又は侵害される具体的危険があることについ  
ての主張立証責任は、人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり、  
本来、被控訴人らが負うものと解するのが相当」（同判決書 84  
頁）とした上で、「安全管理の方法は、各原子炉ごとに異なり、  
かつ、その資料はすべて原子炉設置者の側が保持していることな  
どの点を考慮すると、本件原子炉の安全性については、控訴人  
(被告注：被告) の側において、まず、その安全性に欠ける点の  
ないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出  
した上で主張立証する必要があり、控訴人がこの主張立証を尽く  
さない場合には、本件原子炉に安全性に欠ける点があり、その周  
辺に居住する住民の生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害  
される具体的危険があることが事実上推認されるものというべき  
である。そして、控訴人において、本件原子炉の安全性について  
前記説示の主張立証を尽くした場合は、本来主張立証責任を負う  
被控訴人らにおいて、本件原子炉に安全性に欠ける点があり、被  
控訴人らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具  
体的危険があることについて、その主張立証責任に適った主張立  
証を行わなければならないとするのが相当である。」（同判決書 8  
5, 86 頁）として、原判決を取り消し、原告らの請求を棄却し  
ている。

すなわち、同控訴審判決は、「具体的危険があることについて  
の主張立証責任は、人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり、  
本来、被控訴人らが負う」とした上で、控訴人が「安全性に欠け  
る点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料

を提出した上で主張立証」し、しかる後に、被控訴人らが具体的危険性を主張立証すべきとしたものであるから、原判決の行った事実上の立証責任転換という誤りを是正したものである。

また、上記のとおり、同控訴審判決は、原判決における、原告らは被ばくの危険性を「具体的可能性があることを相当程度立証」すれば足りるとした考え方を否認し（同控訴審判決は、原判決の「相当程度」という表現をすべて削除している。）、むしろ、被控訴人らは「その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならぬ」として、原判決の行った証明の程度の軽減という誤りも是正している。

そして、上告受理申立人（被告注：原告、被控訴人）らは、上告受理申立理由書において、同控訴審判決は伊方最高裁判決が「災害が万が一にも起こらないようにする」と判示したことに対するなどと主張した（乙D 6 の 1 頁）ものの、上告受理申立は不受理とされている。

## 5 「第 5 新たな判断枠組みと具体的あてはめ」について

### (1) 新たな判断枠組みへの当てはめの前提となる原告らの主張は失当であること

原告らは、「新たな司法判断の枠組み」と称する考え方の具体的な当てはめに「震源を特定せず策定する地震動」を取り上げた上で、その前提となる原告らの主張として、Mj 7. 3 である北丹後地震、兵庫県南部地震及び鳥取県西部地震の 3 地震は、いずれも活断層の確認できない場所で起こったと専門家から指摘されているところ、被告は「震源を特定せず策定する地震動」において Mj 7. 3 の地震を検討対象としていないから、地震への対策は不十分であると述べる（原告ら第 21 準備書面 23, 24 頁）。

しかし、答弁書115、116頁で述べたとおり、上記3地震は、原子力発電所の耐震設計等で実施するような詳細な調査が行われていれば、その地震発生前から活断層や活構造が把握できたものであるから、当てはめの前提となる原告らの主張には事実誤認があり失当である（乙B26の1、2、4、10、13、14、17及び18頁、乙B27の1、2、11及び27頁、乙B28の558、572頁及び573頁の左側）。

また、原告らは、当てはめの前提となる被告の主張として、被告が参考とした加藤ほか（2004）は「Mw 6.5 (Mj 6.8) 未満の地震では地表地震断層は出現しない。」としていると述べる（原告ら第21準備書面24頁）。しかし、加藤ほか（2004）では、Mw 6.5 (Mj 6.8) 未満の地震で地表地震断層が出現した事例も挙げており（1966年Parkfield地震（Mw 6.2）。乙B8の53頁の図3の左），また、そもそも、加藤ほか（2004）は敷地周辺での地域性に関する知見等に基づいて適用の妥当性を確認した上で用いることが重要であり、単に地震の規模のみで議論するものではないから（乙A12の4ないし6頁），原告らは加藤ほか（2004）を正しく理解していない。

## (2) 原告らが述べる内容は蒸し返しの議論に過ぎないこと

前記(1)のとおり、原告ら第21準備書面「第5 新たな判断枠組みと具体的あてはめ」における原告らの主張は、いずれも前提において失当であるが、以下に述べるとおり、かかる主張は既に志賀2号機運転差止訴訟において審理判断されている。

具体的には、志賀2号機運転差止訴訟第一審において原告らが、石橋克彦教授や松田時彦教授の評価をもとに、北丹後地震が発生

する前には同地震に関連した活断層を事前に認識し難かった旨主張し（同第一審判決書137頁），また，同控訴審において被控訴人（被告注：原告）らが，「新耐震指針は，地表地震断層が明瞭に現れずにマグニチュード7.3の規模で発生した兵庫県南部地震及び鳥取県西部地震を全く考慮していない」（同控訴審判決書50頁）と主張したことに対し，控訴人（被告注：被告）は，被控訴人らがその主張の根拠とした専門家らの意見が妥当でないことを相当な根拠と資料に基づいて主張立証し，加藤スペクトルの妥当性及び前記3地震がいずれも既知の活断層等から発生した地震であることを詳細に論証した（同控訴審判決書52ないし54頁）結果，同控訴審判決は，控訴人の主張立証を妥当とし，「この点に関する被控訴人らの主張には理由がない。」と結論付けた（同控訴審判決書251ないし257頁）。

すなわち，被告は，上記原告らの主張について，既に志賀2号機運転差止訴訟控訴審において，いわゆる訴訟法上の主張立証責任は負わないものの，相当な根拠や資料に基づき主張立証し，同控訴審裁判所の上記判断を得ているところである。しかるに，原告らは，何らの新たな科学的知見を示すこともなく，伊方最高裁判決の解釈論・立証命題の再構築・証明度軽減の法理などという抽象的な「判断枠組みの変更」論を根拠に，既に過去の裁判において審理判断済みの事項と同一の争点につき，本件訴訟において殊更に蒸し返しているものにほかならず，その主張は明らかに失当である。

- (3) 原告らは人格権侵害の具体的危険性を主張立証していないこと
- 原告らは，前記3地震に関する原告らの指摘に対し，「被告から十分な反証がないかぎり（略）人格権ないし環境権侵害の具体

的危険性が立証されたことになる。」と述べる（第21準備書面25頁）。しかし、原告らの前記3地震に関する指摘は、地震の発生可能性を論じたに過ぎず、そもそも原告らは、どの程度の地震動が本件原子力発電所に生じ、どのような過程を経て、原告らの人格権を侵害する危険性があるのかを何ら具体的に主張立証していない。原告らが、前記3地震に関する指摘を行ったから人格権侵害の具体的危険性が立証された、と主張することに論理の飛躍があることは明らかである。

## 6 まとめ

原告らは、第21準備書面において、「第1 求められる新たな司法判断の枠組み」から「第6 むすび」に至るまで、「新たな司法判断の枠組み」と称する考え方を前提に、本件差止請求が認容されるべきことを主張する。しかし、これまで述べてきたとおり、原告らが引用するいずれの裁判例や学説等によっても、本件訴訟において、主張立証責任にかかる民事差止訴訟の一般原則を変更することはできず、また、「新たな司法判断の枠組み」と称する考え方の本件訴訟への具体的當てはめとして殊更に強調する地震動の想定にかかる主張についても前提事実に誤りがあるから、原告らの主張はいずれも失当である。

そして、原告らは、つまるところ、「新たな司法判断の枠組み」と称して、確立した最高裁判例に相反する独自の見解を展開するものにはかならず、いわば原告らの意見表明に過ぎないものであるから、本件訴訟において、原告らのかかる主張が採用される余地はない。

#### 第4 結論

以上に述べたとおり、本件訴訟においては、民事差止訴訟の一般原則どおり、原告らが人格権侵害の具体的危険性についての主張立証責任を負うものであり、かかる主張立証責任の内容について変更、軽減されるべきとする原告ら第21準備書面における主張は、いずれも失当である。

以 上